

○菊地恵一委員長 続いて、立憲・無所属クラブの質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて十分です。熊谷義彦委員。

○熊谷義彦委員 今回の補正予算で私が残念だなと思っていたのは、介護職員の九か月六千円の五万四千円の一時金。これ閣議決定をされているはずなんだけれども、今回補正予算に出されてこなかったということでは、少し残念だなというような思いをしております。これ質問しないので、緊急にそういった予算措置をしていただければありがたいなことだけお伝えしておきます。学校給食食材費高騰対策について、何を基準にして発動するのか。そして支援するのか、助成するのか、そして一時的に緊急対応する場合はどうするのか、その辺をまずお聞かせください。

○小野寺邦貢総務部長 私立学校に対する補助金の算定につきましては、学校給食一食当たりの平均値上げ価格の二分の一を補助単価といたしまして、これに各施設の年間提供予定食数と児童生徒数を乗じて各施設に交付するとしております。私立の補助対象でございますが、学校給食を実施している幼稚園が百三十二園、小学校が五校……。

「「そこまで、聞いてない。」と呼ぶ声あり。」

よろしいですか、失礼しました。

○熊谷義彦委員 発動基準は何なのかってあえて聞いたのは、例えば給食費の追加徴収をした学校は補助金を出しますよと。追加徴収をしないでやりくりをしているところ、値上げしたいのだけれども我慢して値上げしませんでした、というところについては支援しないというのが全国的にあるのです。ですから、発動基準はどうなっているのかと聞いたのです。

○小野寺邦貢総務部長 各学校・園の学校給食、これはもう四月から提供されておりまして、各学校で毎月幾らっていう金額を納めております。今、納めている金額が令和三年度と比べてどれだけ上がったかを調べまして、それを今回、上がった分の二分の一を措置しているところでございます。

○熊谷義彦委員 そうすると、追加徴収をしたかしないかは一切関係ないということでしょうか。よろしいですか。

○小野寺邦貢総務部長 先ほども申し上げたとおり、今現在幾ら徴収しているか、それが令和三年度と比べてどれだけ上がったか、それが発動基準でございます。

○熊谷義彦委員 追加徴収する、しないというところが全国的にあるものだから、そういったことのないようにぜひお願いをしたいというふうに思います。

続いて、倉庫事業所への経費助成の基準が一体何なのかというふうに思いました。倉庫事業者への支援なのか、倉庫を借りた事業者への支援なのか。借りたほうが値上がりしているわけだから。それはどっちですか。

○梶村和秀経済商工観光部長 本事業は県民生活や経済活動を支える重要な社会インフラであり、経済の血液ともいわれる物流基盤をしっかりと維持するため、県内の中小倉庫事業者を支援するものでございます。補助の基準は、前回令和五年度二月補正の補助単価をもとに、電気料金の高騰分を加味して新たな補助単価を設定し、更に遡って半年間分を助成するものでございます。各事業者への補助金額は、普通倉庫や冷蔵倉庫等でエネルギー消費量が異なることから、倉庫種別ごとに補助単価を設定し、実際の使用面積を勘案して助成することとしております。

○熊谷義彦委員 今の答弁は、私の質問に答えていないのだけでも。倉庫の所有者に支援をするのですか、ということと所有者に支援をしますと。借りた人に支援をするのではないのですね。実際には借りたほうが、値上がり分を高く払っているわけですよ。そこは何も考えないの。

○梶村和秀経済商工観光部長 今回のスキームの設定に当たりましては、前回、令和五年度二月に今回の補助スキームを設定してございますけれども、県内倉庫事業者からも非常に高い評価を得たものですから、そのスキームを踏襲しまして今回このような補助スキームにしているところでございます。

○熊谷義彦委員 何回言ってもわからないんだよな。借りているほうが値上がりしているのです。だから、そこは考えないといけないですよということを言っているのです。続いて、今回、県立高校への光熱費高騰対策支援が提案されていませんが、教育長、これは各高校に十二分に配慮された予算措置がされているというふうに理解していいのですね。

○佐藤靖彦教育委員会教育長 県立高校の光熱費につきましては、現時点では既決予算で対応可能というふうに見込んでございます。引き続き各動向を注視し必要に応じて補正予算を計上するなど、学校の教育活動に影響がないようしっかりと対応してまいりた

いと考えております。

○熊谷義彦委員 今の答弁は、二月補正あたりで対応することもありうることなのだろうと思うけれども、学校にいろいろと聞いてみると、だんだんその光熱費のほうも予算がなくなってきたという話も聞いています。ですからそこは、これから検討していただけるように。十二分になされているということは、私はないというふうに理解をしていますので、そこはぜひお願いをしたいというふうに思います。

続いて、JAのカントリー光熱費等かかり増し経費とあるのですが、この等とは一体何だと。いわゆる、カントリーエレベーターだけの対応なのか、それともいわゆるライスセンターとか、冷蔵庫とか、そういったところも小規模なところも含めて一切面倒見ますよという意味なのか、どちらなのですか。

○橋本和博農政部長 農産物共同利用施設等原油価格高騰対策費は、二つの事業から構成されていますけれども、そのうち穀類を対象としました穀類共同乾燥調製貯蔵施設電気料金等緊急支援事業では、カントリーエレベーターのほか、ライスセンターや大豆センターを対象に、電気代及び燃料費に対して、今年度と令和三年度の差額に対して二分の一以内を補助することとしております。

○熊谷義彦委員 今の答弁で、ライスセンターと冷蔵庫も含めてついで——冷蔵庫も入りますよね。それで、その助成を二分の一と、改めて確認させてください。

○橋本和博農政部長 穀類の部分では、冷蔵庫は使用しておりませんので対象としていません。先ほどこの事業は二つの事業からなるとお話しました。穀類については、カントリーエレベーターとライスセンター、大豆センターを対象にする、もう一つ成果物を対象とした青果物集出荷予定施設等の電気料金緊急補填事業では、農業協同組合等や地方卸売市場が利用する施設を対象に、電気代に対して、今年度と令和三年度の差額に対して二分の一以内で補助することとしております。

○熊谷義彦委員 規模要件は一切関係ないということでしょうか。

○橋本和博農政部長 農協等が所有するというふうなことで、一応対象を限定しております。

○熊谷義彦委員 農協等と言われると困るんだよね。農協以外のところも持っているところがあるから言っているの。農協以外のところも持っているの、そのところは

大小、規模関係ありませんねって確認しているんです。

○橋本和博農政部長 穀類につきましては、農協等が所有するものに限っております。一方で、青果物に対する支援に対しましては、農協のほかに、地方卸売市場等が所有しているものを対象にしております。

○熊谷義彦委員 ぜひ農業者の方々が、そういった部分で支援を受けられるように、これから支援をしていただければありがたいなというふうに思います。

続いて、最後になってしまうと思うのだけでも、LPガス料金負担軽減支援策について、前回は、私も質問しましたけれども、いわゆる協力できない事業者の方々についてどのように対応するのか。あるいは、本当に支援が行き届いているという証拠が、どのように証明されるのかということを質問しましたよね。それはどのように教訓化されて、今回のように改善されているのですか。

○高橋義広復興・危機管理部長 委員御指摘のとおり、前回の支援事業では販売事業者に対する事務負担が大きく、結果的に一部販売事業者には御協力頂けなかったということが課題だと認識しております。今回の実施に当たっては、前回の教訓を踏まえまして、販売事業者に対する書類作成のサポートや事業実施に係る経費助成の拡充を行いました。また、前回御協力頂けなかった販売事業者に対しては、趣旨や制度を個別に説明することで、全ての販売業者に協力を得られるよう努めていきたいと思っております。また、支援したことの証明につきましては、値引きの周知をしたことが分かる書類と、値引きの事実を明示した検針票等の写し、これは前回も同様なんですけれどもこれを提出していただきます。それによってそれを確認するというように考えております。値引きをしながら実際に確認するということで対応していきたいというふうに考えております。

○熊谷義彦委員 前回、仙台圏でもその支援が行き届かなかったところがあるやに聞いておりました。そういった意味で、宮城県内全てのLPガス使っているところに支援が行き届くように最大限努力していただけるようお願いをして、質問を終わります。